

利 用 者 の た め に

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、植物油脂の生産量、在庫量等を把握し、植物油脂施策の基礎資料とすることを目的としている。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

(1) 年間原料処理実績が100トン以上でかつ1日当たりの原料処理能力が10トン以上の植物油脂製造工場を有する全ての企業を対象とした。

(2) 令和7年1月から12月までの調査対象企業数は30企業（有効回答数30、有効回答率100.0%）である。

5 抽出方法

一般社団法人日本植物油協会等の名簿に基づき作成した「植物油脂製造企業名簿」の全ての企業を対象とした。

6 調査事項

(1) 調査品目

国産：大豆、なたね（からしを含む。）、米ぬか、落花生及びその他

輸入：大豆、なたね、からし、米ぬか、綿実、サフラワー、ごま、とうもろこし、落花生、ひまわり、パーム、コプラ、パーム核、あまに、ひまし及びその他

(2) 調査項目

品目別の原料の処理量及び月末在庫量、品目別の油脂（原油）の生産量及び月末在庫量、品目別の油かすの生産量及び月末在庫量

7 調査の時期

本調査における調査期日は、令和7年1月から令和7年12月までの毎月末日現在である。

8 調査の方法

民間事業者が調査対象企業にオンライン（電子メール）又は郵送により調査票を配布し、オンライン（電子メール）、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法で実施した。

9 集計方法

調査対象企業の調査結果の積上げにより集計した。
本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

10 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

11 用語の解説

原料	植物油の採取原料となる農作物等をいう。
国産	国内で生産した原料、その原料を処理して生産した油脂（原油）又は油かすをいう。
輸入	海外から輸入した原料、その原料を処理して生産した油脂（原油）又は油かすをいう。
原油	原料に含まれる油分を搾油（圧搾や抽出）して得られた粗油（不純物や浮遊物を含んでいる精製前の植物油脂）の状態のものをいう。
油かす	原料に含まれる油分を採取した搾りかすをいう。
原料処理量	当月中に搾油処理した原料の数量（搾油工程の受入数量）をいう。
原料在庫量	当月末日において、工場及び倉庫（営業倉庫、他の製油業者の工場附属倉庫、野積み倉庫等）に保管されている原料の数量をいう。
油脂（原油）生産量	当月中に生産した油脂（原油）の数量をいう。
油脂（原油）在庫量	当月末日において、工場及び倉庫（営業倉庫、他の製油業者の工場附属倉庫等）、タンクターミナル等に保管されている油脂（原油）の数量をいう。
油かす生産量	当月中に生産した油かすの数量をいう。
油かす在庫量	当月末日において、工場及び倉庫（営業倉庫、他の製油業者の工場附属倉庫、ストックポイント等）に保管されている油かすの数量をいう。
可食油計	国産及び輸入の大豆、なたね、からし、米ぬか、綿実、サフラワー、ごま、とうもろこし、落花生及びひまわりを合計したものである。

12 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中記号について
統計表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）
「-」：事実のないもの
- (3) 数値単位はメートルトンである。
- (4) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「油糧生産実績」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (5) 本統計の累年データは、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」、品目別分類「加工・食品」で御覧いただけます。
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/oil/#r>

13 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線 3682
（直通）03-3502-5687

※ 本統計に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>